

資料購入費

5

年月日	記号	お支払金額 (お預り)	お預り金額 (お支払)	差引残高	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15	05-05-08	WTU	3,075		ヨフホウ04ガツフツ
16					
17					
18	05-06-05	WTU	3,075		ヨフホウ05ガツフツ
19					
20					
21	05-07-05	WTU	3,075		ヨフホウ06ガツフツ
22					
23					

記号説明
 D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 } 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 } 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 } とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 } C100と「※」がある場合は12時以降

資料購入費

充当総額 ¥9,225 4～6月 3ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための資料)
 ※ 口座振替

資料購入費



4

年月日	記号	お支払金額 (お支払)	お預り金額 (お支払)	差引残高	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
0					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17	05-05-08	WTU	3,075		916704ツキマキミトチ
18					
19					
20					
21	05-06-07	WTU	3,075		916705ツキマキミトチ
22					
23	05-07-07	WTU	3,075		916706ツキマキミトチ

記号説明
D.....現金入金 U.....後日記帳
DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 } 証券類による入金
W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 } 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 } とおり表示します
R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 } C100に「※」がある場合は12時以降

資料購入費

充当総額 ¥9,225 4～6月 3ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための資料)

※ 口座振替

資料購入費

<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 受取人</p> <p>払込人 赤嶺昇様 20230447016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 07325 2023.4.29 牧港五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 受取人</p> <p>払込人 赤嶺昇様 20230547016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 72163 2023.5.17 牧港五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 受取人</p> <p>払込人 赤嶺昇様 20230647016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 72163 2023.6.30 牧港五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 受取人</p> <p>払込人 赤嶺昇様 20230747016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 218800 2023.7.30 牧港五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 受取人</p> <p>払込人 赤嶺昇様 20230847016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 12175 2023.8.30 六幡名五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 受取人</p> <p>払込人 赤嶺昇様 20230947016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 231104 2023.11.04 玉城五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>
--	--	--	---	---	--

<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 親泊 寛明</p> <p>登録番号:T5810269519931</p> <p>赤嶺昇様 20231047016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 231104 2023.11.04 玉城五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 親泊 寛明</p> <p>登録番号:T5810269519931</p> <p>赤嶺昇様 20231147016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 72105 2023.12.05 玉城五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 親泊 寛明</p> <p>登録番号:T5810269519931</p> <p>赤嶺昇様 20231247016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 218800 2024.1.09 牧港五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 親泊 寛明</p> <p>登録番号:T5810269519931</p> <p>赤嶺昇様 20240147016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 24125 2024.1.25 玉城五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 親泊 寛明</p> <p>登録番号:T5810269519931</p> <p>赤嶺昇様 20240247016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 365776 2024.3.01 浦添大平店 ローソン</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>聖教新聞販売店 親泊 寛明</p> <p>登録番号:T5810269519931</p> <p>赤嶺昇様 20240347016486180</p> <p>金額 ¥1,887</p> <p>受領印 収入印紙貼付欄 24101 2024.1.01 玉城五丁目 ファミリーマート</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>
---	--	--	---	--	---

資料購入費 公明新聞 購入費

充当総額 ¥22,644 4~3月 12ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための資料)

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	事務所家賃(4月～6月) 80,066×3力月分 合計額	240,198	全額	240,198
6/7	水道料(4・5月分)	2,970	全額	2,970
8/7	水道料(6月分) 3022×1/2 6・7月分の半額	1,511	全額	1,511
5/18	事務所電力料金(4月分)	2,561	全額	2,561
6/16	事務所電力料金(5月分)	2,980	全額	2,980
7/19	事務所電力料金(6月分)	11,903	全額	11,903
事務所費 充当合計		/	/	262,123

年月日	記号	お支払金額 <small>(お預り金)</small>	お預り金額 <small>(お支払金)</small>	差引残高	備考
05-04-07	WTU	83,036	キヨウシヤハウシヤ		(賃料) 80,066 (水道料) 2,970
05-05-08	WTU	80,066	キヨウシヤハウシヤ		
05-06-07	WTU	83,036	キヨウシヤハウシヤ		(賃料) 80,066 (水道料) 2,970 (4.5月分)

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とおし表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100と「※」がある場合は12時以降

事務所費 充当額 ¥240,198
4~6月 3ヶ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所家賃)
※ 口座振替

事務所費

5

年月日	記号	お支払金額 (お預り) 円	お預り金額 (お支払) 円	差引残高 円	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					(貨料 80.066
9					(水道料 2,970
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					貨料 80.066
19	05-06-07 WTU	83,036	キヨウジツハクシツ		水道 2,970 (4.5月分)
20					
21					
22					
23					

6

年月日	記号	お支払金額 (お預り) 円	お預り金額 (お支払) 円	差引残高 円	備考
1					
2					
3					
4	05-08-07 WTU	83,088	キヨウジツハクシツ		80.066 貨料 (6.7月分) 3,022 水道料
5					

充当額 ¥4,481
 4・5月分 ¥2,970
 6月分 ¥1,511 3022 × 1/2 6・7月分の半額

10/10 (政務活動のための専用事務所水道料金)

※ 口座振替

年月日	記号	お支払金額 (お預り) 円	お預り金額 (お支払) 円	差引残高 円	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					(賃料)
10					(水道)
11					
12					
13					
4					
5					
6					
7	05-05-18	WTU	2,561	お付7デ「ソヨク」5ツキ	4月分
8					
9					
10	05-06-16	WTU	2,980	お付7デ「ソヨク」6ツキ	5月分
11					
12					
13	05-07-19	WTU	11,903	お付7デ「ソヨク」7ツキ	6月分

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100と「※」がある場合は12時以降

充当額 ¥ 17,444

4月～6月 3ヵ月分

充当割合 10/10 (政務活動のための専用事務所電気料金)

口座振替

* 6月分は、クーラー追加設置空調使用料及び各種勉強会に伴い増加分

事務所概要申告表

議員名

赤嶺昇

1. 物件の所在

住所	浦添市安波茶3-5-2
電話番号	(098)875-3374

2. 所有区分

自宅兼事務所
 自己所有物件

* 自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合はここまでで完了(署名・押印も不要)

専用兼事務所

賃貸事務所

・賃貸借契約先 [(有)共信ハウジング]

・所有者 親族(続柄:) 関係会社 第三者

・議員との生計 議員と生計同一 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

赤嶺昇



賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告表

議員名 赤嶺 昇

1. 事務所の状況

住 所	浦添市安波茶3-5-2
-----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	10/10
------	-------

充当割合の説明:

当該事務所は政務活動専用兼事務所として使用しているため。

※やむを得ずその他活動で使用した場合は、当該月は充当しない。

(関係経費)

家賃(月額)	80,000円
その他	口座振替手数料 66円
	円

(充当額)

家賃(月額)	80,000円
その他	口座振替手数料 66円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

赤嶺 昇



事務所費

契 約 書

H16年 6月 11日

貸主



借主

赤嶺昇

〒903-0801
沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
有限会社 共信ハウジング
TEL 098-884-3434

店舗・事務所賃貸借契約書

貸主 (以下「甲」という) と借主 **青嶋 勇** (以下「乙」という) との間、
 店舗・事務所賃貸借契約書 (以下「本契約」という) に基づいて、以下の条件で本
 契約を締結した。

(1) 賃貸借物件の表示		名称	事務所 2階 20 / 号室	
		所在地	東京都中央区 3-5-2	
		用途	事務所用	
		面積	58.50 m ²	
		付帯設備		
		使用目的	事務所	
(2) 賃貸借条件		賃料	月額 10000 円	敷金 (賃料の1ヵ月分) 70000 円
		管理費	月額 1000 円	
		駐車場料	月額 500 円	借家人賠償責任保険 5000 円
		保証金	10000 円	
		契約期間	平成 16 年 6 月 1 日から平成 17 年 6 月 30 日迄の1年間	
		借主の特約権	解約の権利は、借主が申込みをした日から30日をもって発生する	
(3) 支払方法		1. 知照振替	2. 現金払い	3. 持参払い
		特参先		
		振込先	金融機関名	普通 当座 NO.
		名義人		
		賃料は	毎月 7 日に前払いするものとする。	
		電話番号	NO. 本	
緊急連絡先		氏名又は勤務先		
		住所又は所在地		
		電話番号		
		借主との関係		

(賃貸借の目的物)

第1条 賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)は頭書(1)に記載するところとする。

(契約期間)

第2条 1. 契約期間は、頭書(2)に記載するところとする。
2. 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(使用目的)

第3条 乙は、頭書(2)に記載するところ店舗・事務所を目的として本物件を使用しなければならぬ。

(賃料)

第4条 1. 乙は、頭書(2)の額額に依り、賃料を支払わなければならない。
2. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。但し、契約の開始日の算定、消滅の場合には日割計算はしないものとする。
3. 乙は、頭書(2)に記載に基づき原簿の申入れをした場合でも、解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。
4. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を減額することをできる。

- 一、土屋又は建物に對する地震その他の負担の増減により賃料が不当になった場合
- 二、土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の變動により賃料が不当になった場合
- 三、近隣の建物の賃料に比較して賃料が不当になった場合

(管理費)

第5条 1. 乙は、頭書(2)に記載する管理費、共益費等の積立(以下「管理費等」という)を甲に支払ひ、固定資産税、地代及び増築積立金は甲の負担とする。
2. 前項の管理費等は、頭書(2)に従い支払わなければならない。
3. 管理費等は、1ヵ月に満たない期間の場合であつても1ヵ月分を支払ふものとする。
4. 甲及び乙は、管理費等が前条4項に準じて適用する場合により不当となつたときは、協議の上管理費等を改定することができる。
5. 電気、ガス、水道及び電話その他の専用設備にかかる費用金は乙の負担とする。但し、個別メーターを設置しない場合には、甲の請求に基づき支払ふものとする。
6. 衛生、防火、防犯その他のこととして負担すべき費用等は、乙の負担とする。

7. トイレ、浴室、台所、上下水道等の故障について乙の使用が原因にあるときは、乙の負担とする。

8. 乙は、本契約と同時に借家人賠償責任保険に加入するものとする。

(敷金)

第5条 1. 乙は、本契約が生じる債務の担保として、頭書(2)に記載する敷金を甲に無利息に預け入れるものとする。

2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもつて賃料、管理費その他の債務を相済することができる。

3. 乙は、敷金返還請求を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

4. 賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に頭書(2)に記載する月数分相当額とする。

5. 甲は本物件の明け渡しがあつたときは、遅滞なく敷金の $\frac{1}{2}$ を償却分として差し引き乙に返還しなければならない。但し、契約日より1年以内の解約の場合は遅滞なく $\frac{1}{2}$ を差し引き乙に返還しなければならない。

6. 甲は本物件の明け渡し時に、賃料の滞納、現状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。この場合には、甲は敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 1. 乙は、頭書(2)に記載の使用目的を変更してはならない。
2. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは他乙以外の名義を表示してはならない。
3. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件に基づき一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
4. 代表役員の変更、株式譲渡等による経営主体の實質的変更は賃借権の譲渡とみなす。
5. 乙は、甲の書面による承諾を得ず、本物件の増築、改装、倉庫、改造若しくは修繕等又は、本物件の敷内における工作物の設置を行つてはならない。
6. 乙は、甲の書面による承諾なく(シリングターゲを含む)の追加設置、交換、複製をしてはならない。
7. 乙は、本物件において次に列示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他の近隣の住民の共同生活を阻害する行為を衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。但し、三、四、五、六について甲の書面による承諾がある場合にはこの限りでない。

に通知しなければならぬ。

(條 則)

- 第11条 1. 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2. 前項の約定に基づき甲が修繕を行う場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3. 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に30日以内に届出で破損を得るものとし、その届出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(契約の解除・消滅)

第12条 1. 乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- 一、 頭書(乙)に定める賃料・管理費等を支払わない場合
 - 二、 乙が本契約の各条項に違反した場合
 - 三、 火災等公衆の利益に甚傷の損害が認められた場合
2. 乙において、本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、自ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- 一、 乙又はその同居入の一方が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すものと思われる場合
- 二、 乙又はその同居入に悪徳刑、汚辱刑、汚辱など警察の介入を生じさせる行為があつた場合
- 三、 乙又はその同居入が、暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれら若しくはその関係にあるものとして判明した場合
- 四、 乙又はその同居入が暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれら若しくはその関係にあるものを本物件に反復、継続して出入りさせたり、近隣居住者の平和を害するおそれのある行為があつた場合
- 五、 乙又はその同居入が、本物件を暴力団若しくは極左、極右暴力集団の事務所がアポイントとして使用するに同意した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用するに同意した場合

3. 天災・地震・火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、情事変更前、公共事務等により本物件が収用又は使用を制限され、本契約が維持することができなくなった場合、本契約は当然消滅する。

(乙からの解約)

第13条 1. 乙は、甲に対して解約の申込みをした場合には、頭書(乙)とおり本

- 一、 鋭利な刃物又は爆発性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二、 非木質を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- 三、 狂獣、爬虫類、犬、鶏等の動物を飼育すること
- 四、 階段、廊下等の共用部分を占有し、又は物品を置くこと
- 五、 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること

(借主の管理義務)

- 第8条 1. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2. 乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。
3. 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
4. 契約締結と同時に甲は、乙が同居に必要な頭書(3)に記載する鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに製造した鍵の交付をうけるものとする。但し、新たな鍵の製造費用は乙の負担とする。乙は、本物件の明け渡しの際、貸与をうけた頭書(3)に記載する鍵(複製した鍵があれば複製鍵全部)を甲に返還しなければならない。

(通知義務)

- 第9条 1. 乙の住所、氏名・勤務先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知しなければならない。
2. 乙の連帯保証人に住所、名称、氏名・勤務先、電話番号に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知し、承諾を得なければならない。
3. 乙は、本物件に借居を設ける場合は、電話番号が決まり次第、速やかに甲に通知しなければならない。
4. 本物件が自然若しくは他原因により毀滅を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は、速やかにこの旨を甲に連絡しなければならない。
5. 乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。
6. 乙が、法人の場合において、乙の名称、所在地、役員若しくは専任社員事項に変更があつた場合、直ちに登記簿謄本を添えて甲に通知しなければならない。

(緊急時の管理行為)

第10条 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合、あるいは、その他緊急の必要がある場合において、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙

貸主(甲)と借主(乙)は、本契約締結の証として本書(通)を作成し、各自
その1通を保有するものとします。

平成16年6月11日

貸主 (甲) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

貸主代理人 宅建建物取引業者 免許証番号 () 第 [Redacted] 号
所在地 [Redacted]
商号・代表者氏名 [Redacted]

宅建建物取引主任者 登録番号 () 第 [Redacted] 号
氏名 [Redacted]

借主 (乙) 住所 埼玉県浦和市東区2-40-1
氏名 手塚 千代子

連帯保証人 (丙) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

連帯保証人 (丙) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

媒介業者 宅建建物取引業者 免許証番号 () 第 [Redacted] 号
所在地 埼玉県浦和市東区末吉町 [Redacted]
商号・代表者氏名 株式会社 共信入
代表取締役 仲原 [Redacted]
宅建建物取引主任者 登録番号 [Redacted] 号
氏名 [Redacted]

管理受託者 〒903-0801 埼玉県浦和市東区末吉町 [Redacted]
所在地 株式会社 共信入
商号・代表者氏名 代表取締役 仲原 [Redacted]

事務費

2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	05-05-10	WTU	4,755	〒70988753374	3・4月分
9					
10					
11					
12					

5

年月日	記号	お支払金額 (お預り)	お預り金額 (お支払)	差引残高	備考
1 05-07-10	WTU	4,758	〒70988753374		5・6月分
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

充当額 ¥7,135

4月分 ¥2,377 4,755 × 1/2 3・4月分の半額

5・6月分 ¥4,758

10/10 (政務活動のための専用事務所電話料金)

※ 口座振替

事務費

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	8,410円	2023年 4月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 5月分	14,131円	2023年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 6月分	8,577円	2023年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 7月分	8,357円	2023年 7月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 8月分	8,636円	2023年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 9月分	8,397円	2023年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年10月分	8,704円	2023年10月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年11月分	8,455円	2023年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年12月分	8,480円	2023年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 1月分	8,425円	2024年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 2月分	4,994円	2024年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 3月分	4,940円	2024年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	100,506円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2024年 4月12日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当額 ￥50,250 (￥3端数切捨て)

4月～3月 12ヵ月分

充当割合 1/2 (政務活動のための兼用携帯電話料金)

合計 ￥100,506 の 1/2 ￥50,253 以下

*5月分は、携帯電話修理(電池交換)含む

事務費

サンフラザ 県庁店

< 領収書 >

県庁売店 TEL098-868-4001

2023年 6月 8日(木)15:43 #000002
03339333393 9347

0818 ★コピー用紙 A4 ¥996
(2個 x @498)

小計		¥996
(外税10%対象額)		¥996)
外税額	10%	¥99
買上点数		2点

合計	¥1,095
お預り	¥1,100
(内消費税等 ¥99)	
お釣り	¥5

*印は軽減税率対象商品です。



楽天ポイントをご提示された場合、
2~3日目以降に反映されます。

サンフラザ 県庁店

< 領収書 >

県庁売店 TEL098-868-4001

2023年 7月 28日(金)14:01 #000001
03339333393 0591

0818 ★コピー用紙 A4 ¥996
(2個 x @498)

小計		¥996
(外税10%対象額)		¥996)
外税額	10%	¥99
買上点数		2点

合計	¥1,095
お預り	¥1,105
(内消費税等 ¥99)	
お釣り	¥10

*印は軽減税率対象商品です。



楽天ポイントをご提示された場合、
2~3日目以降に反映されます。

サンフラザ 県庁店

< 領収書 >

登録番号 T5360001004315
県庁売店 TEL098-868-4001

2023年10月 6日(金)10:16 #000001
0012331233 8816

0818 ★コピー用紙 A4 ¥996
(2個 x @498)

小計		¥996
外税額	10%	¥99
買上点数		2点

合計	¥1,095
(税率10%対象額 ¥1,095)	
(内消費税等10% ¥99)	
お預り	¥1,100
(内消費税等 ¥99)	
お釣り	¥5

*印は軽減税率対象商品です。



楽天ポイントをご提示された場合、
2~3日目以降に反映されます。

充当額 ¥3,285

充当割合 10/10 (政務活動のためのコピー用紙料金)